

障害者差別解消法の改正に盛り込む事項（案）

- 1 事業者による合理的配慮の提供を義務化
- 2 基本方針に定める事項を追加(障害者差別に関する支援措置〔相談体制等〕の拡充を想定)
- 3 障害者差別に関する相談体制の整備として人材の育成及び確保などを明確化
- 4 地域における障害者差別に関する事例等の収集、整理等を明確化
- 5 国及び地方公共団体の連携協力に係る責務を追加

施行日：検討中（対応の準備期間を設ける予定）

（参考）法制定時は、公布日から約 3 年後に施行